

浜松市告示第 113 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月26日

浜松市長 中野 祐介

- 1 指定管理者の名称
遠鉄アシスト株式会社

- 2 管理を行わせる施設の所在地及び名称
浜松市中央区中田島町1313番地
浜松まつり会館

- 3 管理する期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- 4 管理業務の範囲
(1) 浜松まつり会館の運営に関する業務
(2) 浜松まつり会館の入場に係る利用料金の徴収に関する業務
(3) 浜松まつり会館等の維持管理に関する業務
(4) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

- 5 利用料金に関する事項
浜松まつり会館の利用料金は、指定管理者の収入とする。